

事業所運営に関する留意事項

1 運営推進会議について

地域との連携や運営の透明性を確保するため、下記のとおり運営推進会議の開催が義務付けられています。

事業形態	開催頻度
地域密着型通所介護	6 月に 1 回
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	2 月に 1 回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

議題の内容について

運営推進会議の場においては、当該事業所における運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議を目指してください。

しかし、「議題」といって堅く考えたり、義務だから仕方なくと消極的な姿勢で取り組んだりするのではなく、事業所を地域に知ってもらう機会ととらえ、参加者から意見を聴取しやすい雰囲気づくりに努めてください。

なお、事業所の年間目標・年間計画、事故・ヒアリハット、職員の異動・入退職、利用者の入退居・登録状況（待機状況含む）・サービス利用状況については、積極的に議題としてください。

令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」問 8 の臨時的な取扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症への対応として、運営推進会議の書面等での開催の取扱いは、新型コロナの感染法上の位置づけの変更に伴い、令和 5 年 5 月 7 日付けをもって終了しています。従来どおり対面での開催となっておりますので、感染症が発生した場合は、時期をずらして開催するなどの対応をお願いします。

注意事項

- ① 運営推進会議の開催通知は、1 週間前までに市に提出すること。

2 事故報告について

介護サービス提供時に発生した事故等について、連絡の手段を明らかにし、事故に対する適正な対応の確保や再発防止策の検討などを行うために、市へ事故報告を行ってください。

玉名市の被保険者の事故については、事故発生後ただちに電話にて玉名市に連絡してください。

(1) 連絡の対象とする事故の範囲

- ・送迎中等を含むサービス提供による利用者の事故等

※ 事業者側の過失や責任の有無にかかわらず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったものを原則とする。

- ・食中毒、感染症の集団発生（新型コロナを含む）

※ 食中毒又は感染症の場合には、保健所にも報告すること。

- ・火災・震災・風水害により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあったもの。

- ・施設(事業所)の体制の問題等により、利用者の処遇に影響があったもの。

- ・利用者・家族等の個人情報漏洩、誤嚥、誤薬、離設、送迎中の事故等(車両事故を含む)は、怪我等がなくても要報告。

(2) 令和5年度報告の内訳

誤薬…19件	打撲…5件	転倒…15件
けが…13件	骨折…60件	車両事故…2件
転落…2件	離設…4件	その他…2件

(3) 令和6年度報告の内訳

誤薬…26件	打撲…15件	転倒…6件
けが…12件	骨折…62件	車両事故…2件
転落…3件	離設…3件	医療処置関連…2件
誤嚥…4件	異食…2件	その他…3件

3 指定更新について

各種指定更新については、玉名市からの通知は行いません。有効期限の2か月前までに更新申請を行ってください。

4 特例入所申し込みについて

特別養護老人ホームに要介護3以上で入所されていた方が、更新申請等で要介護1又は2となった場合、継続入所は出来なくなります。

しかし、特定の理由により引き続き入所が必要な方については、特例入所申し込みを行い、玉名市の意見を求めてください。

特例入所の要件については、「熊本県特別養護老人ホーム入所取扱指針」を確認してください。

5 令和6年度報酬改定における経過措置の終了に係る届出について

令和6年度報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月1日より、「業務継続計画未策定減算」及び「高齢者虐待防止措置未実施減算」が総合事業の全サービスに適用されます。届出が正しく行われない場合「減算型」となるため、適切な措置を講じている事業所は確実に届け出てください。

6 電子申請届出システムについて

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」における「電子申請届出システム」の受付を令和6年9月1日から開始しています。

システムの利用にはGビズIDが必要です。GビズIDを持っていない法人はアカウントの作成が必要となります。

アカウントの作成及びシステムの操作方法につきましては玉名市のホームページにURLを掲載しておりますのでご確認ください。

7 第三者評価について

熊本県において熊本県福祉サービス第三者評価に係る受審目標が設定されています。

○県ホームページ

福祉サービス第三者評価に係る受審目標の設定について

URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/133419.html>

高齢者施設においては、重要事項説明書に直近で行った第三者評価の実施状況を記載すること。

(例) 第三者評価を行った場合（直近の状況を記載）

第三者評価の受審状況

受審日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

評価を行った事業所名：〇〇〇〇

第三者評価を行っていない場合

第三者評価の受審状況：なし

8 その他

就職ガイダンスについて（情報提供）

- 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
熊本県福祉人材・研修センター
「福祉の就職 総合フェア」